

交通空白地域解消支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

交通空白地域解消支援業務

2. 目的

白子町は鉄道駅を有しておらず、住民の日常的な移動の多くを自家用車に依存している。また、路線バスは運行されているものの運行本数が限られており、居住地によってはバス停までの距離が長く、公共交通へのアクセスが困難な地域が存在している。昨年度実施した交通空白地調査においても、高齢化の進展や運転免許返納後の移動手段の不足が将来的な課題であることが確認されている。また、白子町地域公共交通計画では、「町内デマンド型輸送サービスの導入と運航拡大に向けた検討」及び「交通サービス間乗り継ぎのための拠点整備」が施策として位置付けられている。

本業務は、既存の地域資源を生かした交通空白地域の解消及び持続可能な地域公共交通の確立、並びに健康で活力ある地域づくりのため、白子町全域を対象に、公共ライドシェア及びAI オンデマンド交通の実証実験を実施し、交通空白の解消を図るとともに、交通の結節点となるモビリティハブまたはそれと同等の効果を持つ交流拠点の整備についての検討、検証を行い、既存交通との乗り継ぎ機能の向上、町民の外出機会増加による町民の健康推進及び公共交通利用促進を図ったうえで、実証結果を踏まえた本格運行に向けた運営体制、収支・財源、事業スキーム及び改善方法を検討することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年2月10日まで

4. 見積限度額

20,350,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 内容

（1）実証実験の企画検討・アクションプラン策定

白子町地域公共交通計画及び過年度調査結果を踏まえ、本町の移動実態や公共交通に関する課題を整理し、交通空白地域の解消に向けたAI オンデマンド交通及び公共ライドシェアの活用方策について検討する。あわせて、町内における交通結節機能の強化を目的としたモビリティハブ等交流施設の整備方策や、公共交通の利便性向上や町民の健康促進に向けた利用促進施策についても検討し、実証実験の全体計画を策定する。実証計画には、次の事項を含むものとする。

- ・運行形態（区域運行）
- ・法的区分（道路運送法第78条第2号）

- ・ 運行期間及び運行頻度
- ・ 予約方法
- ・ 乗降スポット
- ・ 交通・交流拠点の企画・整備
- ・ 既存交通との接続
- ・ 利用促進施策
- ・ 関係者の役割分担
- ・ 個人情報保護対策
- ・ リスク対応本格運行移行に向けた検討事項

また、実証運行後の本格運行を見据え、運営体制、関係機関の役割分担、事業継続に向けた課題及び対応方策を整理したアクションプランを策定する。

（２）AI オンデマンド交通実証実験の準備及び運行支援

白子町全域で実施するAI オンデマンド交通の実証実験に向け、システムの構築及び設定、乗降スポットの検討、利用者向け環境整備、関係機関との協議調整等、各種準備・調整を実施する。また、実証運行期間中は、運行管理システムの運用支援及び保守管理を行うとともに、利用状況や運行状況を分析し、必要に応じて改善提案を行うなど、実証運行に係る伴走支援を実施する。なお、実証実験は令和8年10月1日から令和8年12月25日までの約3か月間を予定しているものとし、運行に必要なシステム運用及び技術支援を実施すること。

（３）実証実験の実施及び効果検証

（２）の準備を踏まえ、AI オンデマンド交通及び公共ライドシェアによる実証実験を実施する。実証運行にあたっては、利用実績データ、運行データ及び利用者アンケート調査等を収集し、実証事業の有効性を検証する。また、利用者数、利用目的、利用頻度、満足度、運行効率等について分析を行い、本町における交通空白地域の解消効果や公共交通利用促進効果を評価する。

（４）町内公共交通利用促進に向けたコミュニティ醸成に係る活動支援

町民が公共交通を利用するきっかけづくりや利用習慣の形成につながる取り組みを検討し、関係団体や地域住民と連携した利用促進活動を実施する。更に、イベントや利用促進施策の実施にあたっては、住民の参加状況や反応、健康まちづくりへの効果などのクロスセクター効果についても把握するとともに、継続的な利用促進につながる施策について検討する。

（５）成果のとりまとめ

実証実験の結果を踏まえ、本事業の有効性を検証するとともに、今後の課題及

び改善策について整理する。

また、本格運行に向けた制度設計、運営体制、財源確保方策及び事業展開の方向性について提言を行い、交通空白地域解消に向けた事業計画として取りまとめる。更に、小学校統合後に運行するスクールバスの空き時間の有効な活用方法や運行経路について、今後の可能性を検討する。

（６）報告書の作成

上記業務内容について、実施内容及び成果を整理した報告書を作成し、電子データと併せて提出すること。なお、報告書には、分析結果、アンケート結果、運行実績、今後の課題及び提言を含めるものとする。

6．成果品

- ・結果報告書（紙１部及び電子データ）
- ・利用者アンケートや運行実績等の関連資料一式（電子データ）

7．その他

（１）個人情報の取扱い

本業務において得られた個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理すること。

（２）協議事項

本仕様書に記載のない事項については、町と受託者で協議の上、適切に対応するものとする。